



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

＜速報＞第221回特別国会(7月25日閉会)において成立した主な法律の概要をご紹介します。

◆**改正高等学校等就学支援金法** (R8. 4. 1以降順次施行)
世帯年収に応じた所得制限要件が撤廃され、保護者の収入にかかわらず全ての生徒が実質無償化の対象となります(私立高校等の加算給付を含む。但し外国籍の生徒については新たな要件が課されます)。家庭の経済状況による進学先の制約が減る一方、私立高校は生徒募集・学費設定戦略の見直しが必要となります。

◆**改正民法** (公布日(R8. 6. 24)から、成年後見制度は2年6月以内、遺言制度は原則1年以内に施行)
高齢化の進展、単独世帯の増加などへの対応のため、成年後見制度について、後見・補佐の制度を廃止し、本人に必要な事項について代理権・取消権を付与する「補助」制度に一元化し、遺言制度については、法務局に手書き以外の書面を提出し全文を口述する方式での遺言方法を追加し、押印も任意化します。

◆**改正犯罪収益移転防止法** (下記①②につきR8. 7. 10、③につき公布日(R8. 6. 10)から1年以内に施行)

マネー・ローンダリングをめぐる近年の情勢を踏まえ、①預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則を引上げ、②「送金犯罪」に関する罰則を創設し、③「架空名義口座」について銀行などが迅速に利用停止措置を取れる制度を創設します。

◆**改正自動車運転死傷処罰法及び道路交通法** (R8. 7. 21施行)

飲酒運転の要件として新たに「血液1ミリリットル中1.0ミリグラム以上又は呼気1リットル中0.5ミリグラム以上のアルコールを身体に保有」が追加され、これに準じて道路交通法も改正されました。また、高速度運転の具体的要件が明確に規定されました。

◆**国家情報会議設置法** (R8. 7. 31施行)
安全保障、テロ防止、外国からの諜報活動への対処等を目的とし、内閣総理大臣を議長とする「国家情報会議」が新設され、同時にその事務局機能を担う「国家情報局」が設置されます。

◆**改正産業技術力強化法** (R8. 7. 31施行)
AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、宇宙などの革新技術を国が「重点産業技術」として指定し、官民で集中支援する枠組みが創設され、企業が提出した「研究開発計画」が認可されると、強力な税制優遇や規制緩和等が提供されます。

◆**改正地方分権一括法** (原則としてR8. 9. 3施行)
人口減少社会に柔軟に対応した地域づくりのため、①商工会議所等の非営利法人も空家等管理活用支援法人に指定することが可能になり(空家等対策の推進に関する特措法)、また②地方債のデジタル証券方式での発行が可能となります(地方財政法)。また、都道府県等による戸籍電子証明書等のオンラインでの公用請求が可能になるなど(戸籍法)、地方公共団体の業務の簡素化・効率化等が図られます。

◆**改正物流効率化法** (公布日(R8. 5. 20)から6か月以内に施行)
トラックドライバーの負担軽減を図るため、「中継輸送」(長距離・長時間にわたってトラックなどを運行する際、途中の中継地などにおいて運転者の交代や、貨物の受け渡しをする輸送形態)を推進することを目的とし

ており、①中継輸送の実施に関する関係者の連携および協働の促進、②中継輸送を促進するために新たな計画認定制度の創設されます。

◆**改正郵便法及び民間事業者における信書の送達に関する法律** (公布日(R8. 6. 19)から6か月以内に施行)

郵便事業のおかれる環境の変化への対応、収支悪化の対策として、定形郵便料金の上限設定方法を、総務省令で上限額を定める制度から、日本郵便が料金の上限額を設定し、総務大臣の認可を受ける制度に変更されます。また公平性を図るため一般信書便事業者にもほぼ同様の制度が適用されます。

◆**防災庁設置法** (令和8年中において政令で定める日に施行)
多発する大規模自然災害に備えるため、これまで内閣府、国土交通省、総務省、防衛省等に分散していた防災・災害対応機能を一本化し、内閣に「防災庁」が新設されます。内閣総理大臣を長とし、その補佐として「防災大臣」が事務を統括し、事前防災から復旧・復興までを対象に大規模災害に対処します。

◆**経済安全保障推進法及び国際協力銀行法の一体改正法** (公布日(R8. 6. 17)から1年以内に施行)

国際情勢の急速な変化や新たな課題に対して迅速かつ強力に対応するため、①重要な物資の安定供給確保を図るため、外部依存性や供給途絶蓋然性等の要件を満たす物資を「特定重要物資」と指定し、民間事業者の生産基盤強化や備蓄等の取組を支援し、②基幹インフラ制度の対象事業に医療分野が追加され、③先端的な重要技術の開発支援、④重要な海外事業の推進等が定められています。

◆**改正社会福祉法** (一部を除きR9. 4. 1施行)
質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の実現に向け、小規模市町村での地域の実情に応じた相談支援体制と特例介護サービスの類型の新設、一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制度の創設、福祉人材の安定的な確保や定着を図るため、介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止及び法定研修の見直し等の措置を講じます。

◆**改正学校教育法** (R9. 4. 1施行)
情報通信技術の進展に鑑み、教科書にデジタルの良さを取り入れることにより児童生徒の教育の充実を図るため、小学校等においてデジタルな形態を含む教科書の使用を可能とするとともに、当該教科書の発行及び無償措置に係る規定が整備されます。法改正により正式な教科書は紙・デジタル・紙とデジタルの「ハイブリッド」の3形態となり、どれを選ぶかは各教育委員会が決定します。

◆**改正著作権法** (公布日(R8. 6. 24)から3年以内に施行)
飲食店、商業施設、店舗などにおける楽曲のBGM利用の対価として、従来から作曲家・作詞家へは使用料が支払われていますが、本改正により「レコード演奏・伝達権」が創設され、実演家(歌手・演奏者)とレコード製作者(レコード会社)にも報酬が支払われるようになります。